

弔慰金支出規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会（以下「本協会」という。）の弔慰金の支出について定める。

(弔慰金の支出)

第2条 本協会は、正会員が死亡した場合に弔慰金を支出する。弔慰金を供する事務は支部が行う。支部長は、自らの支部に属する正会員が本規程に該当すると判断した場合は、常勤理事ないし本部長に連絡しなければならない。

(弔慰金の額)

第3条 弔慰金を支出する場合には、協会と支部はそれぞれが花輪代を含め30,000円を限度に支出することができる。支部長は、前条の連絡を行った場合に限り、協会からの支出額30,000円以内と自らの支部が支出する額をあわせた金額を支部会計からただちに支出することができる。

(改廃)

第4条 本規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 本規程は、一般社団法人日本精神科看護協会の登記の日から施行する。

令和7年7月5日 第2条 一部改正